

地域建設業経営強化融資制度における債権譲渡について

国土交通省が創設した「地域建設業経営強化融資制度」を活用する場合に、本市発注の工事請負代金債権の譲渡を承諾し、中小・中堅元請建設業者の資金調達の円滑化を支援します。

1 制度の目的及び特徴

(1) 目的

この制度は、中小・中堅元請建設業者が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について、未完成部分を含め、流動化を促進することにより、建設業の金融の円滑化を推進することを目的とします。

(2) 特徴

受注者（元請業者）は、民間事業者等への工事請負代金債権の譲渡について発注者である本市から承諾を受け、

ア 工事の出来高部分について、民間事業者等から融資を受けることができます。

イ 工事の出来高を超える部分については、東日本建設業保証(株)の保証を受け金融機関から融資を受けることができます。（ただし、前払金保証契約を締結した工事に限ります。）

2 対象となる建設業者

本市が発注した工事を受注している中小・中堅元請建設業者（資本金20億円以下又は従業員数が1,500人以下）

3 対象工事

本市が発注した公共工事で、出来高が2分の1以上の工事とします。なお、承諾に当たっての当該出来高の確認については、工事進捗率等を記した簡易な工事履行報告書の受領をもって足りることとします。（出来高の査定はしません。）

ただし、次の工事は対象外とします。

【対象外工事】

- ① 履行保証を付したもののうち、本市が役務保証を必要とする工事
- ② 請負代金額が130万円以下の工事
- ③ 受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- ④ 債務負担行為に係る工事（最終年度の年度内に終了見込みの工事を除く。）
- ⑤ 継続費を設定した工事（最終年度の年度内に終了見込みの工事を除く。）
- ⑥ 繰越工事及び繰越しが見込まれる工事（前年度からの繰越工事で年度内に終了が見込まれる工事を除く。）
- ⑦ その他、建設業者の施工する能力に疑義が生じている等、特別な事由がある工事

4 債権譲渡先

(株)建設経営サービス、北保証サービス(株)、(株)建設総合サービス

※今後、債務保証を行う(財)建設業振興基金が認めた場合に、事業協同組合又は、民間事業者が追加されることがあります。

5 実施時期

平成21年8月10日から平成33年3月末までの措置として実施します。